令和８年１１月１９日
監　査　委　員　決　定

令和９年監査基本計画

１　都政をめぐる状況と監査

都は、東京が日本の成長を牽引するため、時代の変化・変革を先読みし、社会の構造を変えていく視点を持って、未来を切り拓く施策を積極果敢に展開していくこととしている。

施策の展開に当たっては、更なるＡＩ導入・利活用の徹底や、データ連携を通じたＡＩ利活用の高度化、業務の仕組みそのものを変えるＢＰＲやＢＰＸ（組織を越えた業務改革）などに取り組み、都政のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るとともに、仕事の進め方を新たな発想で見直すことで、持続可能な執行体制を構築し、都民目線に立って取組を進めていくことが求められている。

監査においては、そうした都政の状況を的確に踏まえ、公正で効率的な行財政運営を確保するという使命を十分に果たす必要があることから、都民の関心の高い事業への監査を充実させ、監査の効率化と重点化を一層進めることで、監査の質を高め、都民の信頼に応えていく。

２　基本方針

（１）都の事務及び事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行う。

また、都民の関心の高い事業について、事業に対する評価や今後の事業の方向性について監査委員の所見を取りまとめる。

（２）都の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた上で監査の重点化を図り、効率的かつ効果的な監査を実施する。

（３）各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、都の事務及び事業を横断的・多角的に検証するとともに、事務部門と技術部門とが相互に協力することにより、相乗効果の高い監査を実施する。

（４）各種監査において実施しているデジタル技術活用監査を継続しつつ、ＡＩの利活用など、都庁全体のＡＸの進捗状況に適切に対応しながら、監査業務に取り組む。

（５）専門性の高い分野については、監査専門委員を適時活用し、監査の専門性の向上と効率化を図る。

（６）監査結果の報告について、図や表を活用し、都民に一層わかりやすく表記することはもとより、様々な媒体を用いて効果的に発信することにより、都政に対する都民の理解を高め信頼確保に寄与する。

（７）監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックを行う。
また、内部統制の充実強化を促すため、内部統制推進部局と連携し、各局で繰り返される事務処理の誤りによる指摘事項の再発防止を図る。

３　各監査の実施概要

（１）定例監査

ア　重点監査事項

社会経済状況や事務執行上のリスク、監査対象局の特性等を考慮し、事業の重要度を踏まえ、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を一層推進するため、局ごとに都民の関心の高い事業（テーマ）を選定する。

イ　その他留意事項

必要に応じて、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

（２）工事監査

ア　重点監査事項

国は、建設業の担い手確保と働く環境の改善に向け、関係法令の整備を進めている。また、都は、猛暑対策を踏まえた工期・工事費の当初設定や、必要に応じた契約後の見直しを行うとともに、受注者が安心して施工できるよう、建設資材の供給の偏りや流通の目詰まりを踏まえた設計変更に取り組んでいる。

こうした動向を踏まえ、発注者は、工期や費用の算定の前提となる施工条件を当初の設計図書に明示する必要がある。令和８年の重点監査事項の監査について見ても、施工条件の明示が不十分であったことから大幅な設計変更が生じた事例などが複数見受けられた。併せて、状況の変化に応じて施工条件を適切に見直し、その内容を設計図書に反映してリスクを回避する必要がある。

そこで、「施工条件の明示」を重点監査事項に設定し、設計・施工・契約変更の各段階について、各局を統一的及び横断的に監査する。

イ　その他留意事項

（ア）案件ごとに、契約金額が高額なもの、設計変更したもの、特殊な製品・工法を使用したものなど、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

（イ）長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。

（３）財政援助団体等監査

出資団体、補助金等交付団体などについて、財政援助の金額の大きさ等による監査の必要性を総合的に勘案の上、実施団体を選定し、監査を実施する。

（４）行政監査

都の特定の事務や事業を対象として、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、時宜に適ったテーマを選定し、監査を実施する。

（５）決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各監査及び検査は、各監査の結果などを有機的に連携させ、効率的かつ効果的に実施する。

（６）住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行い、住民監査請求に的確に対応する。

（７）内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書について、これまでの監査で得られた知見に基づき、内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか審査する。

（８）その他

環境等の変化又は本計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

4　各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監　査　種　別	実　施　期　間	報　告・公　表　時　期
定例監査	令和９年１月 ～令和９年９月	令和９年９月
工事監査	令和９年１月 ～令和 10 年１月	令和 10 年２月
財政援助団体等監査	令和９年９月 ～令和 10 年１月	令和 10 年２月
行政監査	令和９年９月 ～令和 10 年１月	令和 10 年２月
各会計歳入歳出決算審査 （基金運用状況審査を含む。）	令和９年７月 ～令和９年９月	令和９年９月
公営企業各会計決算審査	令和９年６月 ～令和９年９月	令和９年９月
例月出納検査	令和９年１月 ～令和９年 12 月	令和９年６月、９月、12 月 及び令和 10 年２月
健全化判断比率等審査	令和９年７月 ～令和９年９月	令和９年９月
内部統制評価報告書審査	令和９年７月 ～令和９年９月	令和９年９月
住民監査請求	随時	随時

監査結果に基づき知事等が講じた措置	令和９年６月、12 月